



## もくじ

<b>1. 保育園・認定こども園・小規模保育施設</b>	(2) 保育料の算定方法	P15	
<b>    を利用するためには</b>	(3) 保育料の算定上、必要な提出書類	P15. 16	
(1) 教育・保育給付認定について	P1. 2	(4) 保育料の年度切替の時期について	P16
(2) 令和5年度の年齢別クラス	P2	(5) 千曲市多子世帯保育料軽減制度について	P16
(3) 「保育を必要とする理由」と認定有効期間	P3	(6) 給食費（主食費及び副食費）	P17
(4) 「保育を必要とする理由」に関する注意事項	P4. 5	(7) 保育料・給食費の納入方法	P17. 18
		(8) 減免制度	P18
<b>2. 保育園・認定こども園(保育利用)</b>	☆ 「多子カウント」の考え方	P18	
<b>    ・小規模保育施設の入園申込みについて</b>	<b>令和5年度 3号認定保育料基準額表</b>	P19	
(1) 入園申込みの流れ	P6	(9) 長時間保育について	P20
(2) 入園申込みについて	P7. 8		
(3) 必要書類について	P8. 9. 10	<b>4. その他の保育サービス</b>	P21. 22
(4) 入園申込みにあたっての注意事項	P11. 12. 13	☆ 入園申込書の記入例	P23. 24
(5) 入園後の手続きについて	P13	☆ 千曲市保育施設等利用調整基準表	P25. 26
<b>3. 利用者負担額について</b>		<b>5. 千曲市内の保育園等保育施設の一覧</b>	P27. 28
(1) 保育料	P15	☆ 病児病後児保育施設 あぶりこっこのご案内	

### 【 お問い合わせ先 】

千曲市 次世代支援部 保育課 保育・幼稚園係  
 〒387-8511 千曲市杭瀬下二丁目1番地  
 TEL : 026-273-1111 (内線 1241・1242)  
 FAX : 026-273-8011  
 メールアドレス : hoikuen@city.chikuma.nagano.jp  
 ホームページ : <http://www.city.chikuma.lg.jp/>

# 1. 保育園・認定こども園・小規模保育施設を利用するためには

## (1) 教育・保育給付認定について

保育園・認定こども園・小規模保育施設を利用したい場合は、各家庭の状況に応じた以下の区分の教育・保育給付認定を受けることが必要になります。認定の申請は、保育園等への利用申込みと同時に行うことができます。教育・保育給付認定区分が決定したら、支給認定証等が発行されます。

※『支給認定証』は園に入園できることを証明する書類です。大切に保管してください。

### 【ご注意ください】

★幼稚園（さゆり幼稚園など）・認可外保育施設の入園申込みは各施設で行います。市で行う保育園入園申込みの対象とはなりませんのでご注意ください。

### 教育・保育給付認定の種類

認定区分	要件	利用できる施設	保育必要量
1号認定	満3歳以上の子どもで 教育を希望する	認定こども園（教育利用）	教育標準時間（4時間）
2号認定	満3歳以上の子どもで 「保育を必要とする理由」に該当する	保育園 認定こども園（保育利用）	保育短時間（最大8時間） 保育標準時間（最大11時間）
3号認定	満3歳未満の子どもで 「保育を必要とする理由」に該当する	小規模保育施設（★）	保育標準時間（最大11時間）

※「保育を必要とする理由」については、3ページを参照してください。

★小規模保育施設は満3歳を迎えた年度末で卒園となります。

#### ●1号認定

認定こども園で、1号の教育・保育給付認定を受けて教育を希望する場合は、保護者の「保育を必要とする理由」の有無にかかわらず利用することができます。

#### ●2号・3号認定

2号・3号の教育・保育給付認定を受けて保育を希望する場合、就労時間などの状況に応じて「保育標準時間」または「保育短時間」に区分されます。

##### ① 「保育標準時間」利用

フルタイム就労（月120時間以上勤務）を想定した利用時間です。（最大11時間）  
通常保育として、午前7時30分から午後6時30分まで保育を受けられます。

##### ② 「保育短時間」利用

パートタイム就労（月48時間以上勤務）を想定した利用時間です。（最大8時間）  
通常保育として、午前8時30分から午後4時30分まで保育を受けられます。

#### ●注意事項

・保育必要量（時間）は年度途中で変更が可能です。（適用は申請受付の翌月からになります。）

- ・「保育標準時間」「保育短時間」の認定は、提出書類に基づいて行われますので、希望する保育の必要量が認定されるとは限りません。
- ・保育園等でお子さんをお預かりできる時間は「保育が必要な時間」になりますので、必ず1日8時間（または11時間）利用できるわけではありません。例えば、就労を理由として保育園等を利用する場合は、勤務時間に加え、移動にかかる時間（通勤時間）を考慮した時間になります。買い物、食事や通院等、保育が必要な理由と直接関係がない時間は含まれません。  
（市内保育園では、保護者が市内勤務の場合、残業などやむを得ない場合を除き、送迎に要する時間は30分を目安にお願いしています。特段の理由もなく就労・送迎時間を大幅に超えてお迎えにくるといったことのないようお願いいたします。）

### 【 保育の必要量による利用時間の一例 】



※それぞれの通常保育時間外は長時間保育となり、別途各園への申込みと長時間保育料金が必要となります。長時間保育料金については、20ページを参照してください。

## (2) 令和5年度の年齢別クラス

利用申込みにあたってのクラス年齢は令和5年3月31日時点の年齢です。

クラス年齢	生年月日	卒園
0歳児	令和4年(2022年)4月2日～	令和11年3月31日
1歳児	令和3年(2021年)4月2日～令和4年(2022年)4月1日	令和10年3月31日
2歳児	令和2年(2020年)4月2日～令和3年(2021年)4月1日	令和9年3月31日
3歳児(年少)	平成31年(2019年)4月2日～令和2年(2020年)4月1日	令和8年3月31日
4歳児(年中)	平成30年(2018年)4月2日～平成31年(2019年)4月1日	令和7年3月31日
5歳児(年長)	平成29年(2017年)4月2日～平成30年(2018年)4月1日	令和6年3月31日

※0歳児については、施設により受け入れ可能となる月齢が異なります。27、28ページを参照してください。

### (3)「保育を必要とする理由」と認定有効期間

2号・3号の教育・保育給付認定を受けて保育園・認定こども園・小規模保育施設での保育を希望する場合には、保護者が下記の「保育を必要とする理由」のいずれかに該当することが必要になります。

「下の子の育児に手がかかるため」「同年代の友達と遊ばせたい」「集団生活に慣れさせるため」等の理由では、原則、利用できません。

認定には有効期間があり、1号認定は小学校就学前まで、2号認定および3号認定は「保育を必要とする理由」によって異なります。(下表参照)

保育を必要とする理由		内 容	保育の必要量	認定有効期間
1	就労	家庭外・内で月48時間以上就労を常態としている場合	勤務時間などに応じて認定	・2号認定→小学校就学の始期に達するまで ・3号認定→満3歳の誕生日の前々日まで
2	妊娠・出産	母が妊娠中または出産後間もない場合	保育短時間	出産予定日を基準に、2か月前が属する月の初日から、5か月が経過する日の属する月の末日まで
3	保護者の疾病・障がい	保護者が疾病や障がいを有している場合	保育短時間	「1. 就労」と同じ期間
4	親族の介護・看護	日中、親族の介護や看護を行っている場合	保育短時間	「1. 就労」と同じ期間
5	災害の復旧	災害の復旧活動にあたっている場合	実情に応じて認定	「1. 就労」と同じ期間
6	求職活動 (起業準備を含む)	求職活動を継続して行っている場合	保育短時間	認定の効力発生日から起算して3か月が経過する日の属する月の末日まで
7	就学	保護者が月48時間以上就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)している場合	実情に応じて認定	卒業予定日または修了予定日が属する月の末日まで
8	育児休業取得中に既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要であること	育児休業取得時に保育を利用している子どもが次年度に小学校入学を控えるなど、子どもの発達上環境の変化に留意する必要がある場合	保育短時間	実情に応じて認定
9	虐待やDVのおそれ	虐待やDVのおそれがあり、家庭での養育が困難な場合	実情に応じて認定	「1. 就労」と同じ期間
10	その他	特別に市長が認めた場合	実情に応じて認定	「1. 就労」と同じ期間

#### (4)「保育を必要とする理由」に関する注意事項

##### ①「1. 就労」について

- ・フルタイム、パートタイム、自営業をはじめとした居宅内労働など、基本的にすべての就労を含みます。
- ・家事、家事手伝い、家庭菜園等で給与をとらなわれない場合は該当しません。

##### ②「2. 妊娠・出産」について

- ・認定期間は、出産予定日を基準に、2か月前が属する月の初日から、5か月が経過する日の属する月の末日まで（最大8か月間）です。出産後に申し込む場合は、出産日から5か月が経過する日の属する月の末日までとなります。

（例）出産予定日が7月中の場合、認定期間は5月1日から12月末日までとなります。

- ・妊娠・出産での認定期間終了後も「保育を必要とする理由」があり、継続入園を希望する場合は、証明する書類を添えて変更申請をする必要があります。ただし、一般的に継続利用ができるのは「育児休業」へ変更する場合か、生まれたお子さんの預け先があつて「就労」へ変更する場合です。

##### ③「3. 保護者の疾病・障がい」について

- ・治療または療養の期間が原則として1か月以上に渡るものを指します。ただし、自宅療養者については、原則として疾病、障がいによって常態的に児童の保育に支障がある場合に限ります。
- ・診断書の内容について、市から保護者及び医療機関等に対して詳細を確認させていただく場合があります。

##### ④「4. 親族の介護・看護」について

- ・在宅による介護・看護をされている方の状態を総合的にみて、「保育を必要とする理由」に該当するかを判断します。
- ・介護・看護を受けている方の介護保険の利用状況や、診断書の内容について、市から保護者及び介護・医療機関等に対して詳細を確認させていただく場合があります。

##### ⑤「6. 求職活動」について

- ・面接のための企業訪問やハローワークでの相談など外出を必要とする活動や、求職サイトや派遣会社への登録等の活動を指し、認定期間は原則として3か月間となります。単なる求人情報誌等の閲覧や電話等、客観的に証明できない場合は求職活動とみなされないことがあります。
- ・認定期間が終わる前に就労証明書を提出することで、以降も継続して保育園を利用することができます。なお、提出がない場合は、期間満了をもって退園となります。
- ・求職活動を理由としたまま期間満了等のために退園した場合、同じ年度内に再び求職活動を理

由として入園することはできません。

## ⑥「7. 就学」について

- ・学校教育法に基づく学校への在学及び通学を指し、自動車学校・通信教育・自宅学習等は含まれません。
- ・修了（卒業）後も、就労や求職活動などで継続して保育を希望する場合は、認定期間が終わる前に、「保育を必要とする理由」を証明する書類を添えて変更申請をする必要があります。提出がない場合は、期間満了をもって退園となります。

## ⑦「8. 育児休業」について

- ・「保育を必要とする理由」と利用調整における「育児休業」とは、原則、育児介護休業法により育児休業給付金が支給されている休業期間と、その休業期間に引き続いて勤務先で取得した育児休業期間を指します。
- ・育児休業取得時に既に保育園等を利用している子ども（育児休業の対象となる子どもを除く）が、下記のいずれかに該当する場合は、保護者の希望により継続利用を可能としています。

（ア）育児休業取得時の年度初日において、満3歳以上（年少以上児）である場合

（イ）育児休業取得時の年度初日において、満3歳未満（3歳未満児）であって、育児休業の対象となる子どもが満1歳（または満2歳まで）となる際に復職する場合（育児休業中に退職した場合は利用を継続できません）

- ・保護者が育児休業中の場合、育児休業を理由とした新規での利用は原則できません。（他の理由に該当する場合を除きます。その場合であっても必ず育児休業中であることを教育・保育給付認定申請書の「保育を必要とする理由」の「具体的な状況」欄に記載してください。）

※令和5年5月以降復職予定の方は、育児休業の対象となる子どもの4月1日からの入園はできません。育児休業が終了する月の初日から入園が可能です。

## ⑧ その他

- ・年少以上児を保育園に預けたいが、「保育を必要とする理由」がない場合（家庭で3歳未満児を育児しているなど）については、特別利用保育の制度がありますので、22ページを参照してください。



## 2. 保育園・認定こども園（保育利用）・小規模保育施設の入園申込みについて

### (1) 入園申込みの流れ

入園申込書の配布開始 : 9月22日(木)～

○配布場所: 市内各保育園、認定こども園、小規模保育施設、千曲市役所保育課、各子育て支援センター



### ② 入園申込事前説明会

【市内公立保育園・私立保育園】

対象年齢	日時	会場	備考
<u>2歳～5歳児</u> (令和3年4月1日までに生まれた子ども)	10月5日(水) 午前10時～11時	市内公立保育園 あかね保育園 あかね北保育園	当日は園開放日です。午前9時30分から園庭と遊戯室を開放しています。
		満照寺保育園 徳応院保育園	午前9時30分から園内を見学できます。
<u>0歳・1歳児</u> 令和3年4月2日以降に生まれた子ども)	10月6日(木) 午前10時～11時	市内公立保育園 市内私立保育園	午前9時30分から園内を見学できます。

※稲荷山くるみこども園は、9月26日(月)午前10時～11時に開催します。



### ③ 入園申込書類の提出及び面談

【市内公立保育園・私立保育園】

対象年齢	日時など
<u>1歳～5歳児</u>	10月17日(月)～21日(金)午後1時30分～4時30分(事前予約制) ・第1希望の保育園に入園申込書類を提出し、園でお子さんの面談を受けてください。
<u>0歳児</u>	10月24日(月)～11月10日(木) ・市保育課または第1希望の保育園に入園申込書類を提出してください。 ※0歳児は各保育園での面談は行いません。

※稲荷山くるみこども園の受付は、1号認定子ども: 9月27日(火)～29日(木)

2・3号認定子ども: 10月3日(月)～11月10日(木)です。

※アルファベットベビーインターナショナル保育園・ちくまの森保育園 nursery は、10月17日(月)～11月10日(木)まで随時、入園説明ならびに受付を行います。



④ 入園申込受付 締切日 : 令和4年11月10日(木)



⑤ 申込内容の確認・利用調整 : 11月中旬～1月下旬



⑥ 入園の決定(保育園等利用決定通知書などの送付) : 2月中旬



⑦ 1日入園 : 2月下旬予定



⑧ 入園式 : 令和5年4月初旬

## (2) 入園申込みについて

### ●申込対象

令和5年度中（令和5年4月1日～令和6年3月31日）の入園を希望されている方  
対象施設は公立・私立保育園、認定こども園、小規模保育施設となります。幼稚園、認可外保育施設は対象とはなりません。

※令和5年度中の職場復帰や転入予定などの理由により、年度途中での入園を希望する場合も必ず申し込んでください。

### ●入園申込書の配布

入園申込書を各配布場所または入園申込事前説明会で受け取ってください。市ホームページからも取得できます。

### ●入園申込事前説明会

申込書の書き方など、入園申込みの事前説明を行います。

入園希望年齢により、期日が異なります。1～5歳児は説明会終了後に、申込受付日（一斉受付）の面談時間を予約することができます。電話で予約する場合は、事前説明会当日（10/5・10/6）の午後1時以降に各園へお願いします。

※入園希望のお子さんが複数いる場合は、上のお子さんの期日の説明会に参加してください。

### ●入園申込書類の提出及び面談

#### 【 保育園への申込みの場合 】

入園申込受付の方法が入園年齢によって異なりますので、ご注意ください。

#### ◆1～5歳児（令和4年4月1日までに生まれた子ども）

①一斉受付：10月17日（月）～10月21日（金） 午後1時30分～4時30分

- ・下表の日程で、各保育園で入園申込みの一斉受付と面談を行いますので、第1希望の保育園に申し込んでください。（基本的には、一斉受付で申込みをしてください。）保育園の先生により、保護者の方とお子さんの面談（5～10分程度）を行います。面談は事前の予約制とします。

受付日	受付・面談会場	受付時間・提出書類
10月17日（月）	満照寺・杭瀬下・更級保育園	午後1時30分～
10月18日（火）	あかね北・屋代・八幡保育園	4時30分（予約制）
10月19日（水）	あかね・あんずの里・稲荷山保育園	・入園申込書
10月20日（木）	徳応院・戸倉・五加保育園	・就労証明書など
10月21日（金）	桑原・埴生・上山田保育園	その他必要書類 ・口座振替依頼書

②随時受付：各園での一斉受付日の翌日～11月10日（木）

- ・入園申込受付日に都合がつかない場合は、第1希望の園に事前に連絡のうえ、申込書類を提出し、面談を受けてください。

◆0歳児（令和4年4月2日以降に生まれた子ども）

受付日：10月24日（月）～11月10日（木）

市保育課または第1希望の園に申込書類を提出してください。

※0歳児は各保育園での面談は行いません。事前に保育園に相談したいことがある場合は、各園へ連絡してください。

【 稲荷山くるみこども園への申込みの場合 】

- 1号認定子ども：9月27日（火）～29日（木）
- 2・3号認定子ども：10月3日（月）～11月10日（木）
- ・上記の期間に、園に申込書類を提出してください。

【 アルファベット・ベビー・インターナショナル保育園・ちくまの森保育園 nursery への申込みの場合 】

- 10月17日（月）～11月10日（木）の期間で、園に申込書類を提出してください。
- ・入園説明は期間内随時行っています。

【 千曲市外の保育園・認定こども園への申込みの場合 】

市保育課に入園申込書類を提出してください。要件などがありますので、詳細は12ページを参照してください。

●入園申込期限・・・令和4年11月10日（木）

《申込期限を過ぎた場合》

市保育課に直接、入園申込書類を提出してください。面談は入園先保育園決定後に行います。

●注意事項

- ・申込書類の内容を確認し、不備などがある場合は、後日、市保育課から連絡します。
- ・利用調整基準日時点（令和4年12月9日（金））で未提出書類があったり、書類に不備があったりした場合は、入園手続きが保留になり、利用調整で不利となる場合があります。
- ・兄弟姉妹で同時に申し込む場合は、上のお子さんの申込みの際に下のお子さんも申し込んでください。

（3）必要書類について

●提出書類：第1希望の保育園、認定こども園・小規模保育施設によって異なります。

①保育園	②認定こども園・小規模保育施設
<ul style="list-style-type: none"><li>・教育・保育給付認定申請書 兼 施設利用申込書</li><li>・「保育を必要とする理由」を証明する書類</li><li>・口座振替依頼書（新規入園の方。提出が必要な方は次ページに記載しています。）</li><li>・新規入園児 面談票</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・教育・保育給付認定申請書 兼 施設利用申込書</li><li>・「保育を必要とする理由」を証明する書類（認定こども園は2・3号認定の方のみ）</li><li>・新規入園児 面談票</li><li>・その他の園指定の書類</li></ul>

●「保育を必要とする理由」を証明するための各必要書類

保育を必要とする理由		必要書類
1	就労	就労証明書
2	妊娠・出産	次のいずれかの書類 ・母子手帳（表紙と出産予定日がわかるページ）の写し ・妊婦一般健康診査（基本健診）受診票（補助券）の写し
3	保護者の疾病・障がい	次のいずれかの書類 ・医師の診断書（保育が困難である状況がわかるもの） ・療育手帳などの写し
4	親族の介護・看護	次のいずれかの書類 ・診断書（介護・看護が必要な状況がわかるもの） ・介護保険被保険者証等の写し
5	災害の復旧	り災証明書等
6	求職活動（起業準備を含む）	求職活動申立書
7	就学 （職業訓練校等における職業訓練を含む）	次のいずれかの書類 ・在学証明書または学生証の写し ・職業訓練の場合は公共職業安定所発行の指示書の写し（時間割表を添付）
8	育児休業取得中に既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要であること	次のいずれかの書類 ・就労証明書 ・育児休業期間がわかる書類
9	虐待やDVのおそれ	
10	その他	状況に応じた必要書類

●口座振替依頼書の提出について

【口座振替依頼書の提出が必要な方】

・公立保育園に入園希望の全児童、私立保育園に入園希望の0・1・2歳児

※きょうだいで一部の提出で結構です。

【口座振替依頼書の提出が不要な方】

・令和4年度に既に兄・姉が在園中の場合は、登録口座をそのまま利用するため不要です。

・私立保育園に入園希望の年少以上児（保育料無償化にともない、副食費の徴収は各園で行いますので、別途、園での手続きが必要となります。）

●マイナンバー記載にともない提示していただく書類等について

教育・保育給付認定に係る手続きの際に、マイナンバー（個人番号）が必要となります。申込書類へのマイナンバーの記載と、確認書類の提出にご協力をお願いいたします。

【 マイナンバーの記載が必要な方 】

- ・入園を希望するお子さん
- ・父母（ひとり親家庭の場合は現に養育している方）
- ・同居世帯に障がい児（者）がいる場合は該当の方

【 マイナンバーの確認と身元確認について 】

入園申込みの際に「マイナンバーの確認」と「身元確認」を行います。

（ア）申請者本人（申請書の「保護者」欄に記載の保護者）が提出する場合は、以下の①と②の両方を必ずお持ちください。

①マイナンバー確認書類（いずれか1点の原本）

マイナンバーカード（顔写真付き）※、マイナンバーが記載された住民票の写し 等

※マイナンバーカード（顔写真付き）の場合は、②身元確認書類は提出不要です。

②身元確認書類（A書類1点 または B書類2点の原本）

A 【有効期限内の顔写真付き身分証明書】 右の書類から1点	運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書 等
B 【その他の身分証明書】 右の書類から2点	公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書 等

（イ）代理人（申請書の「保護者」欄に記載の保護者以外の人 配偶者等、同居世帯の方等）が提出する場合は、以下の①と②の両方を必ずお持ちください。

- ①申請書の「保護者」欄に記載の保護者の上記（ア）①のマイナンバー確認書類（写し可）
- ②代理人の身元確認書類（上記（ア）②のA書類1点 または B書類2点の原本）

**【注】申請書の保護者欄が「父」で、申込みに来る方が「母」の場合も代理人となります。**

●注意事項

- ・入園申込書は、23 ページの記入例を参考に不備のないように記入してください。
- ・保護者（父母など子どもを現に養育している方）が、「保育を必要とする理由」に該当することが必要です。（就労証明書等の提出が必要です）
- ・きょうだい同時に申請する場合、「保育を必要とする理由」を証明する書類は、児童氏名欄に利用する全員の氏名を記載したうえ、一人に原本を、他のきょうだいにはコピーしたものを各々の入園申込書に添付してください。
- ・同居世帯に障がい児（者）がいて、一定の所得以下の場合、保育料の軽減世帯に該当する場合がありますので、世帯状況欄に必ず記入のうえ、療育手帳などの写しを添付してください。

## (4) 入園申込みにあたっての注意事項

### ① 利用調整について

- ・入園の決定は、入園申込書類をもとに、保育の必要度の高い児童から順次決定します。利用調整基準日は、令和4年12月9日(金)です。受け入れ枠を上回る申込みがあった保育園・認定こども園・小規模保育施設については、在園児の継続利用確認後、利用調整を行います。
- ・希望する保育園等が利用できない場合は、市保育課から直接保護者の方にご連絡します。そのほかの保育園等へ変更をお願いいたしますので、ご了承ください。この連絡以前にお問い合わせいただいても入園の可否についてお答えすることはできません。

### ② 育児休業明けの申込みについて

- ・育児休業期間が終了し復職する場合、復職日の属する月の初日以降、保育施設を利用できます。  
(例1) 4月中に育児休業が終了し、かつ4月中に職場に戻る場合 → 4月1日から入園可能  
(例2) 4月中に育児休業は終了するが、職場には5月に戻る場合 → 5月1日から入園可能

### ③ 出生前の申込みについて

- ・入園申込受付期間後に出産予定で、令和5年度中の入園を希望する場合は、出生前から申し込みができます。
- ・申込書については、児童氏名欄は空欄のまま結構です。生年月日欄は出産予定日を鉛筆で記入してください。

### ④ 利用を希望する児童の心身発達に心配がある、または障がいがある場合

- ・申込児童の心身発達に心配がある場合、または障がいがある場合は、「教育・保育給付認定申請書」の「健康状態」の欄に必ずその内容を記入してください。
- ・園では児童の心身発達状態に応じて保育を行います。基本的には児童に対し保育士が1対1で対応することはできません。児童の心身発達状況により、安全な保育が行えない場合や集団保育が可能と判断されない場合には園を利用できないことがあります。
- ・年度途中の入園は、保育士の加配が困難であることなどを理由に、受入可能枠があっても児童の集団保育が可能と判断する場合であっても、園が申込みをお断りせざるを得ないことがあります。
- ・入園後の保育時間については、園が児童にとって心身の負担が大きいと判断した場合、認定された保育必要量に応じた利用可能時間よりも短くなる場合があります。

### ⑤ 千曲市外の保育園・認定こども園への申込みについて

・市外にある保育園や認定こども園（保育利用）を利用できる主な理由は、次のとおりです。

(ア) 保護者の就労場所が保育園等のある市町村にあり、かつ市内の保育園等では送迎が困難な場合

(イ) 里帰り出産で実家等の援助が必要である場合

・基本的には、保育園等への入園は市内に住んでいる人が優先されます。市町村間で入園の調整が必要なため、入園決定の可否は3月上旬以降のご連絡となります。申込先市町村の入園申込状況によっては、入園を断られる場合もありますので、ご注意ください。

※申請当初の市外の保育園を利用する理由が変更になった場合は、原則、退園または市内の保育に転園となりますので、ご注意ください。

・保育料は、千曲市が決定した金額を千曲市にお支払いいただきます。

### ⑥ 千曲市に転入予定の方の申込みについて

・入園希望月の前月までに転入することを条件に、千曲市内の保育園等に申込みができます。各保育園の一斉受付で申し込んでください。

・郵送での受け付けは原則行っていませんが、令和4年11月10日（木）の受付締切日に間に合わない場合は、市保育課まで相談してください。

### ⑦ 利用申込み後、申込み内容に変更があった場合

・申込み内容について、世帯の状況（結婚、離婚など）や「保育を必要とする理由」（就労先が内定したなど）等の変更が生じた場合は、必ず保育園等か、市保育課までご連絡のうえ、必要書類を提出してください。

・利用調整基準日時点で提出されている届出に応じて、利用調整点数を確定しますが、利用調整後（内定後）も同様に連絡と必要書類の提出が必要です。

・利用調整後、申込内容と実際の世帯状況や「保育を必要とする理由」等に虚偽があることが判明した場合には、決定が取り消しになることがありますのでご注意ください。

### ⑧ 利用希望施設を変更する場合

#### 【 申込期間内に利用希望施設を変更する場合 】

市保育課までご連絡をいただいたうえで、新たに第1希望とする施設とご連絡を取り、面談を受けてください。

#### 【 申込期間後～利用調整基準日の期間に利用希望施設を変更する場合 】

市保育課までご連絡ください。面談は、入園先保育園決定後になります。

## ⑨ 申込みの取り下げについて

- ・転出が決まったなどの理由により、保育の必要がなくなった場合には、取り下げさせていただきます。市保育課まで連絡してください。
- ・他の方の調整に影響が出る場合がありますので、早めに申し出をいただけますようお願いいたします。

## (5) 入園後の手続きについて

### ① 教育・保育給付認定内容の変更について

- ・氏名、住所、世帯の構成、就労先など、下記のような「保育を必要とする理由」等に変更が生じた場合は、教育・保育給付認定の変更申請が必要となります。申請の際は、各園にある教育・保育給付認定変更申請書のほかに変更にもなう書類の添付が必要です。

(ア) 就労中の方が産前・産後休暇や引き続き育児休業を取得する場合

(イ) 求職活動中の方が就労した場合

(ウ) 保護者の結婚や離婚（離婚調停中、かつ別居状態である場合を含む）などにより、世帯の構成に変更があった場合

(エ) 同一世帯の方が身体障害者手帳等の交付を受けた場合

※教育・保育給付認定変更申請書により、保育必要量を変更したい場合は、保育料は教育・保育給付認定変更申請書を提出した日の属する月の翌月から変更となります。

### ② 保育を必要とする理由の確認について

- ・市では、保育が適正に利用されているかを確認するため、就労を理由に保育を利用している場合は、就労証明書にある勤務実態を保護者及び事業主に確認することがあります。
- ・就労を理由に保育を利用しているにもかかわらず、所得がない場合には、給与支払い明細等の追加提出を求めることがあります。

### ③ 現況届の提出について

- ・「保育を必要とする理由」に引き続き該当しているかどうかの確認と新年度の継続申込み確認を兼ねて、1年に一度、現況届の提出が必要となります。（毎年10～11月頃）

### ④ 保育園等の退園について

- ・「保育を必要とする理由」に該当しなくなった場合は、退園となります。  
例：求職活動期間中に就労証明書の提出がないとき

### 3. 利用者負担額について

令和元年10月から、保育園、認定こども園などを利用する3～5歳全ての子どもおよび住民税非課税世帯の0～2歳の子どもの利用料が無償化されており、年齢区分によって利用者負担額が変わってきます。

#### ●保育料無償化・副食費免除の対象となる範囲の一覧表

認定区分	対象児	保育料	預かり保育の利用料(※1)	副食費
1号認定	① 年少児・年中児・年長児	無償	—	保護者負担 (園での実費徴収)
	② 「保育を必要とする理由」がある園児	同上	月額11,300円を 上限に無償	同上
	③ 次のいずれかの園児 (ア) 市民税所得割額77,101円未満の世帯の園児 (イ) 所得にかかわらず <u>小学校3年生までの範囲</u> で数えて3番目以降の園児	同上	—	徴収免除 (上限4,500円)
	④ 2歳児クラスで満3歳の誕生日を迎えた園児	無償	—	保護者負担 (園での実費徴収)
	⑤ 次のいずれかの園児 (ア) 市民税所得割額77,101円未満の世帯の園児 (イ) 所得にかかわらず <u>小学校3年生までの範囲</u> で数えて3番目以降の園児	同上	—	徴収免除 (上限4,500円)
	⑥ 「保育を必要とする理由」があり、かつ市民税非課税世帯の園児	同上	月額16,300円を 上限に無償	同上
2号認定	⑦ 年少児・年中児・年長児	無償	—	保護者負担 (園での実費徴収)
	⑧ 次のいずれかの園児 (ア) 市民税所得割額57,700円未満の世帯の園児 (イ) 所得にかかわらず <u>小学校就学前までの範囲</u> で数えて3番目以降の園児	同上	—	徴収免除 (上限4,500円)
3号認定	⑨ 0・1・2歳児クラスで、次のいずれかの園児 (ア) 市民税非課税世帯の園児 (イ) 要保護世帯のうち、市民税所得割額77,101円未満の世帯の2番目以降の園児 (ウ) 要保護世帯以外の世帯のうち、市民税所得割額57,700円未満の世帯の3番目以降の園児 (エ) 所得にかかわらず <u>小学校就学前までの範囲</u> で数えて3番目以降の園児	無償	—	— (副食費は保育料に含まれます)

(※1) …1号認定で預かり保育の無償化を受ける場合は、施設等利用給付認定申請書の提出が必要です。

## (1) 保育料

保育料無償化の対象とならない課税世帯の0～2歳児（3号認定）については、給食費（主食費＋副食費）を含む保育料がかかります。

※保育料は、保育の必要量や保護者の市民税課税額により、基準額が異なります。19ページを参照してください。基準額表は、市内公立・私立保育園・認定こども園・小規模保育施設で共通です。

※年度途中で満3歳の誕生日を迎えると、認定区分が3号から2号に変更になりますが、その年度内は引き続き3号認定の保育料が適用されます。

※4月利用開始の場合の保育料決定通知書は、市から園経由で保護者へ令和5年4月上旬頃通知します。5月以降利用開始の場合は、市から直接保護者へ郵送します。

※市外保育園を利用の場合は、市から直接保護者へ郵送します。市外認定こども園を利用の場合は、市から園経由で保護者へ通知します。

## (2) 保育料の算定方法

保育料は、原則として父母の市民税所得割課税額の合計額、保育必要量、きょうだい区分(1人目～3人目以降)などによって算出します。祖父母などが家計の主宰者となっている(祖父母が父母や児童を税法上の扶養としている)場合は、祖父母も利用者負担額の算定対象となります。

なお、保育料算定にあたっては、以下の控除の適用はありません。税額控除前の金額により算定します。

寄付金税額控除、配当割額または株式譲渡所得割額の控除、個人の市町村民税の配当控除、個人の市町村民税の住宅借入金等特別税額控除額（住宅ローン控除）、ふるさと納税寄付金控除 等

## (3) 保育料の算定上、必要な提出書類

### ① 令和3年1月1日以降、海外勤務等で海外にいた（もしくは、現在もいる）場合

- ・千曲市に課税データがない場合、海外での収入がわかる書類の提出が必要となります。詳細は市保育課に問い合わせてください。

### ② 通常の確定申告期間以降に確定申告・修正申告等により税額変更があった場合

- ・申告書等の写しを速やかに提出してください。利用者負担額が変更となる場合は、その提出が月の初日であればその月から、それ以降であれば提出日の属する月の翌月からの変更となります。（市民税額の変更月にさかのぼって変更するものではありません。）
- ・過年度分の利用者負担額算定および再算定にともなう利用者負担額の還付はできません。

### ③ 要保護世帯等にかかる軽減について

- ・父母の市民税所得割課税額の合計が77,101円未満で同居世帯に障がい児（者）がいる世帯、母子（父子）認定を受けているひとり親世帯または老年者と児童のみの世帯は保育料が減額されます。

- ・年度途中で同居を開始する場合や、すでに同居している方が新たに身体障害者手帳等の交付を受けた場合、年度途中で母子（父子）認定を受けた場合も対象となります。詳細は市保育課にお問い合わせください。

④ その他の教育・保育給付認定の変更がある場合

- ・保育必要量、世帯構成（保護者の結婚、離婚（離婚調停中を含む）等）の変更にともない保育料が変更になる場合があります。教育・保育給付認定変更申請書を提出し、その申請が月の初日であればその月から、それ以降であれば申請日の属する月の翌月から、保育料が変更となります。

**（４）保育料の年度切替の時期について**

保育料は、令和5年4月分から8月分は令和4年度の市民税（令和3年中の所得）により、令和5年9月分から翌3月分は令和5年度の市民税（令和4年中の所得）により算定されます。

令和5年度の市民税が前年度と異なる場合、令和5年9月分から階層区分が変わり、保育料が変更となる場合があります。9月以降の保育料については、変更の有無にかかわらず、市保育課から9月中旬頃までに通知されます。

保護者の方の所得が未申告等の理由により不明の場合は、最高額の保育料で決定することになりますので、ご注意ください。

◇ 市町村民税所得割課税額の年度切替 ◇

令和4年度				令和5年度								令和6年度								
12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分
令和4年度市町村民税所得割課税額				令和5年度市町村民税所得割課税額																

**（５）千曲市多子世帯保育料軽減制度について**

無償化の対象とならない0～2歳児（3号認定）の保育料に対して、多子世帯の負担軽減制度があります。

1. 対象 保育園、認定こども園、小規模保育施設に在園する第2子以降の子ども  
 ※収入の制限はありません。  
 ※保育園、認定こども園等に同時在園しているなど、第2子以降の子どもで、既に保育料が半額または無料となっている子どもは対象となりません。
2. 軽減内容 保育園・認定こども園・小規模保育施設に入所している子どもが、その年度の4月1日時点において、同一世帯の18歳未満のきょうだいから数えて第2子以降にあたる場合、その子どもの保育料は半額となります。

## （６）給食費（主食費（ごはん等）及び副食費（おかず））

保育料が無償化されている1号認定および2号認定の子ども（3歳以上の園児）には、給食費を負担していただきます（3号認定の給食費は保育料に含まれています）。

※千曲市では全ての園で土曜日の給食提供は行っていません。お弁当の持参をお願いします。

各施設	主食費	副食費
市内公立保育園	現物持参	<b>給食（4,500円）</b>
市内私立保育園	現物持参	給食（園が定める金額）
市内認定こども園 （稲荷山くるみこども園）	給食（園が定める金額）	給食（園が定める金額）

### ●副食費の徴収免除について

以下の要件に該当する（市民税所得割課税額により判断）子どもを対象に副食費が免除となります。（下表参照）

1号認定	市民税所得割額 77,101円未満	全ての子どもが無料
	市民税所得割額 77,101円以上	<u>小学校3年生までの範囲</u> で数えて3番目以降の子どもが無料
2号認定の要保護世帯 （障がい、ひとり親、老年世帯等）	市民税所得割額 77,101円未満	全ての子どもが無料
	市民税所得割額 77,101円以上	<u>小学校就学前までの範囲</u> で数えて3番目以降の子どもが無料
2号認定 （上記以外）	市民税所得割額 57,700円未満	全ての子どもが無料
	市民税所得割額 57,700円以上	<u>小学校就学前までの範囲</u> で数えて3番目以降の子どもが無料

## （７）保育料・給食費の納入方法

保育料の決定は市が行いますが、園により保育料・給食費の納入先が異なります。

各施設	保育料	副食費
公立保育園	千曲市	千曲市
私立保育園	千曲市	園による徴収
認定こども園	園による徴収	園による徴収
小規模保育施設	園による徴収	—

## ●千曲市への納入について（公立保育園保育料・副食費および私立保育園保育料）

基本的には口座振替をお願いしています。振替日は毎月末日で、土・日曜日、祝日の場合は翌営業日になります。

月末の口座振替で引き落としにならなかった場合は、翌月 15 日前後に再振替を行います。再振替となる際は、『口座再振替通知書』を送付しますので、再振替日の前日までに入金してください。再振替でも引き落としにならなかった場合は、納期限から 20 日以内に『督促状』を園経由で送付します。督促状が出た場合は、督促手数料として保育料とは別に 100 円がかかります。

※口座振替の取扱金融機関は、下記の 7 つの金融機関となります。下記以外の金融機関では、口座振替ができませんので、ご注意ください。

八十二銀行の本支店・長野銀行の本支店・全国のゆうちょ銀行・長野信用金庫の本支店  
長野県労働金庫の本支店・長野県信用組合の本支店・ながの農業協同組合の本支所

## ●園への納入について（私立保育園副食費および認定こども園保育料・給食費、小規模保育施設保育料）

納入方法など詳細は園に直接問い合わせてください。

## （８）減免制度

火災・地震・風水害等により、居住家屋等が著しく損害を受けたときや自己都合によらない失業等により世帯の収入が著しく減少したときなど、利用者負担額が減免になる場合があります。詳細は市保育課に問い合わせてください。

### ★ 19 ページの【保育料基準額表の「多子カウント」の考え方】

①「多子カウント年齢制限なし」の場合は、小学校就学以上の子どもも含めて第 1 子、第 2 子、第 3 子・・・と数えます。

（例：きょうだいで小学校 5 年生、2 年生、年長児、年少児がいた場合、5 年生の子どもから順に第 1 子、第 2 子、第 3 子、第 4 子と数えます。年長児、年少児の保育料は、第 3 子以降の 0 円が適用されます。）

②「多子カウント年齢制限あり（小学校就学前）」の場合は、小学校就学前の範囲で、最年長の子どもから順に第 1 子、第 2 子、第 3 子・・・と数えます。

（例：きょうだいで小学校 5 年生、2 年生、年長児、年少児がいた場合、年長児の子どもから順に第 1 子、第 2 子と数えます。年長児は第 1 子の、年少児は第 2 子の保育料が適用されます。）

### 保育料の負担について

千曲市の教育保育施設の運営に要する費用（運営経費）は、保護者と公費（千曲市、長野県、国）でそれぞれ負担しています。保護者が負担する保育料は、教育・保育施設の健全なる運営と、将来にわたって持続可能な制度を維持するためのものです。

保育料の納入については、期限までに必ず納付いただきますようお願いいたします。



# 令和5年度 3号認定 保育料基準額表 (保育園・認定こども園・小規模保育施設)

(単位:円)

多  
子  
カ  
ウ  
ン  
ト  
年  
齢  
制  
限  
な  
し

多  
子  
カ  
ウ  
ン  
ト  
年  
齢  
制  
限  
あ  
り  
(小  
学  
校  
就  
学  
前)

各月初日の児童の属する世帯の階層区分		保育料(給食費含む)(月額)						
階層区分	定 義	保 育 標 準 時 間			保 育 短 時 間			
		第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	
A	生活保護法による被保護世帯	0	0	0	0	0	0	
B2	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	
C2	市町村民税均等割のみ課税世帯	12,500	6,250	0	10,000	5,000	0	
C3	市町村民税所得割課税世帯	48,600円未満	13,100	6,550	0	10,600	5,300	0
D1		48,600円以上53,600円未満	15,700	7,850	0	13,200	6,600	0
D2		53,600円以上57,700円未満	17,500	8,750	0	15,000	7,500	0
		57,700円以上61,200円未満	17,500	8,750	0	15,000	7,500	0
D3		61,200円以上72,300円未満	19,600	9,800	0	17,100	8,550	0
D4		72,300円以上83,900円未満	22,100	11,050	0	19,600	9,800	0
D5		83,900円以上97,000円未満	26,400	13,200	0	23,900	11,950	0
D6		97,000円以上113,800円未満	31,000	15,500	0	28,500	14,250	0
D7		113,800円以上132,000円未満	34,700	17,350	0	32,200	16,100	0
D8		132,000円以上147,000円未満	38,400	19,200	0	35,900	17,950	0
D9		147,000円以上169,000円未満	41,900	20,950	0	39,400	19,700	0
D10		169,000円以上234,000円未満	48,000	24,000	0	45,500	22,750	0
D11		234,000円以上301,000円未満	54,100	27,050	0	51,600	25,800	0
D12		301,000円以上350,000円未満	56,300	28,150	0	53,800	26,900	0
D13	350,000円以上397,000円未満	56,700	28,350	0	54,200	27,100	0	
D14	397,000円以上	57,500	28,750	0	55,000	27,500	0	

## ◆要保護世帯等(障がい、ひとり親、老年世帯等) (市民税所得割課税77,101円未満の場合)

(単位:円)

多  
子  
カ  
ウ  
ン  
ト  
年  
齢  
制  
限  
な  
し

各月初日の児童の属する世帯の階層区分		保育料(給食費含む)(月額)						
階層区分	定 義	保 育 標 準 時 間			保 育 短 時 間			
		第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	
B1	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	
C1	市町村民税所得割課税世帯	48,600円未満	6,000	0	0	4,750	0	0
D1		48,600円以上53,600円未満	7,850	0	0	6,600	0	0
D2		53,600円以上61,200円未満	8,750	0	0	7,500	0	0
D3		61,200円以上72,300円未満	9,000	0	0	8,550	0	0
D4の一部		72,300円以上77,101円未満	9,000	0	0	9,000	0	0

多子カウントの考え方については、18ページを参照してください。

## (9) 長時間保育について

- ・市内保育園・認定こども園・小規模保育施設では、保育短時間認定の場合は8時間(8:30~16:30)を超える時間帯、保育標準時間認定の場合は11時間(7:30~18:30)を超える時間帯に「保育を必要とする理由」がある時、「長時間保育」が利用できます。
- ・あらかじめ職員配置等の準備を施設側が行うため、利用にあたっては、事前に申込みが必要です。
- ・申込方法や長時間保育で対応できる開所の時間などの詳細は、園によって異なります。入園後に利用を希望される場合は、各園に事前にお問い合わせいただくなどして、状況を確認のうえで利用申請をしてください。
- ・生活保護法による被保護世帯については、長時間保育料が免除されます。

### ●市内公立保育園の長時間保育料は、下表のとおりです。(変更になる場合があります。)

#### (ア) 長時間保育の利用申請をしたうえで、常時利用した場合(月~土曜共通)

##### ・保育短時間利用(通常保育時間8時30分~16時30分)

区分	利用時間	料金(月額)	
		3歳以上児	3歳未満児
朝	7:00~8:30	800円	1,000円
	7:30~8:30	400円	500円
	8:00~8:30	0円	0円
夕	16:30~17:00	400円	500円
	16:30~17:30	800円	1,000円
	16:30~18:00	1,200円	1,500円
	16:30~18:30	1,600円	2,000円
	16:30~19:00	2,000円	2,500円

##### ・保育標準時間利用(通常保育時間7時30分~18時30分)

区分	利用時間	料金(月額)	
		3歳以上児	3歳未満児
朝	7:00~7:30	300円	500円
夕	18:30~19:00	300円	500円

#### (イ) 長時間保育の利用申請がなく、臨時に利用した場合(月~土曜共通)

利用時間 30分毎	3歳以上児	3歳未満児
		30円

### ●市内私立保育園・認定こども園・小規模保育施設については、園によって長時間保育料が異なりますので、詳細は直接各園にお問い合わせください。

## 4. その他の保育サービス

### (1) 一時的保育

保護者の概ね週3日程度の断続的な就労や就学によって、また、傷病・冠婚葬祭などの理由で緊急・一時的に保育が必要な場合に保育を行う事業です。保育園・認定こども園で受け入れが可能である場合に限りです。

- 利用対象 保育園・認定こども園・小規模保育施設に入園されていない満1歳以上のお子さん
- 利用手続き 利用の前日までに希望の保育園へ問い合わせのうえ、申込書を提出してください。
- 保育時間 月～金曜日 午前8時30分～午後4時30分（長時間保育は利用できません）
- 利用料金 （1時間当たり）3歳以上児：200円、3歳未満児：350円

### (2) 日曜保育

保護者の就労などによって、日曜日に家庭で保育ができない場合に保育を行う事業です。

- 利用対象 市内の保育園・認定こども園・小規模保育施設に通園中の離乳（ミルク含む）されたお子さん
- 実施保育園 杭瀬下保育園、上山田保育園
- 利用手続き 在園中の園を通して申し込んでください。
- 保育時間 午前7時～午後7時
- 利用料金 （1時間当たり）3歳以上児：200円、3歳未満児：350円

### (3) 子育て支援センター

子育て家庭のみなさんが、気軽に情報交換や交流のできる場所として、千曲市内2か所で運営しています。子育ての相談や、誕生日会などの親子の集い事業を実施しています。

施設	休館日	住所	電話
更埴子育て支援センター	土曜休館	千曲市杭瀬下3丁目18	026-273-6180
上山田子育て支援センター	日曜休館	千曲市大字上山田825-2	026-275-6017

- 開館時間 午前8時30分～午後5時

※年末年始休業がありますので事前にご確認ください。

### (4) ファミリー・サポート

子育ての手伝いをしてほしい人（依頼会員）と手伝いをしたい人（提供会員）が会員として登録し、相互援助活動を行います。登録については、更埴子育て支援センター（電話：026-273-6180）へ問い合わせてください。

## (5) 特別利用保育

特別利用保育とは、小学校に入学する前に集団保育を経験させたいが、身近な地域に利用可能な幼稚園等がなく、「保育を必要とする理由」もないといった家庭のために、例外的に地域の保育園を利用できるようにするものです。（「子ども・子育て支援法第28条第1項第2号」に規定）

- **対象児童** 以下のすべてに該当する児童が、特別利用保育の対象となります。
  - ① 年度当初に満3歳以上になっていること。
  - ② 居住地区（小学校区）に幼稚園・認定こども園が存在しない、または、受入れができないこと。
  - ③ 1号認定（教育標準時間認定）を受けた児童であること（2号認定（保育認定）を受けられる場合を除く。）
  - ④ 保育園での集団生活に支障のない児童であること。

- **認定区分** 1号認定（教育標準時間）で、認定期間は小学校就学前まで

- **保育時間** 午前9時～午後4時（7時間）  
【時間帯の考え方】
  - ・午前9時～午後1時 … 1号認定（教育標準時間）の利用時間帯（無償化対象）
  - ・午後1時～午後4時 … 長時間保育の時間帯（有料）

- **費用**
  - ・無償化の対象となる1号認定の利用時間帯（4時間分）は、無料となります。残りの3時間の長時間の時間帯は、長時間保育料が発生します。
  - ・長時間保育料は、公立保育園と私立保育園とで金額が異なります。公立保育園は、3時間利用で月額2,400円（30分当たり月額400円）となります。
  - ・別途、給食費（副食費）4,500円が保護者負担となります。（給食費に関しては17ページを参照してください。）※私立保育園の費用は、各園に問い合わせてください。

時間帯	区分	費用
午前9時～午後1時（4時間）	1号認定（教育標準時間）の利用時間帯	無償化対象
午後1時～午後4時（3時間）	長時間保育の時間帯	有料

- **申込方法** 「教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書」の裏面の具体的な状況欄に特別利用保育の利用を希望する旨を記入してください。なお、父親の就労証明書などの添付は必要です。

- **その他**
  - ・保育園の3歳以上児クラスの受入れ枠のうち、「保育を必要とする理由」のある2号認定の子どもが決定したうえで空きがある場合に限り受入れが可能となります。必ず第1希望の園に入れるということではありません。
  - ・送迎時間については、各園で異なりますので、詳細は園に問い合わせてください。

# 入園申込書（教育・保育給付認定申請書 兼 施設利用申込書）の記入例

※黒のボールペンで記入してください。（消せるボールペンは使用しないでください）

表面

## 教育・保育給付認定申請書 兼 施設利用申込書

新規

(宛先) 千曲市長

令和 4 年 10 月 17 日 提出

下記のとおり、教育・保育給付認定を申請し、施設の利用を申し込みます。

申請時点の住所	〒 387 - 8511 千曲市杭瀬下二丁目1番地		
市内転入後の住所	申請時点の住所が市外の場合、市内転入後の住所を記入してください。千曲市 (転入予定日：令和 年 月 日)		
R4.1.1の住所	父： 都道府県 市区町村	母： 都道府県 市区町村	父： 長野 長野 長野

転入後の住所が未定の場合は、わかる範囲で記入してください。（転入予定地区名など）

令和4年1月1日の住所地が千曲市外の場合、市町村名を記入してください。現住所と同じ場合は☑してください。

保護者名	フリガナ 千曲 育美	連絡先	自宅 026 - 273 - 1111 父携帯 090 - ×××× - ○○○○ 母携帯 080 - △△△△ - □□□□
------	---------------	-----	---

入園児童の健康について、☑してください。何か気になることがあれば、その他の欄に記入してください。アレルギーもあれば☑してください。

児童氏名	フリガナ 千曲 花子	生年月日	平成 令和 2 年 3 月 12 日	性別	年齢
健康状態	☑健康 □その他( )	個人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	☑男 □女	(R5.4.1現在) 3 歳
	☑アレルギーあり	☑食べ物(牛乳、大豆)	☑ハウスダスト □花粉 □その他( )	障害者手帳等の有無(療育手帳含む)	☑有 □無

○利用を希望する期間  
小学校就学前までの期間、または「保育を必要とする理由」に該当する期間を記入してください。  
○保育認定区分  
どちらかを選択してください。  
○実際に保育を希望する時間  
長時間保育を含めた時間

利用の目的(複数選択可)	利用を希望する期間	利用曜日	保育認定区分(利用可能時間)	実際に保育を希望する時間
☑保育利用 (保育園・認定こども園・小規模保育施設)	令和 5 年 4 月 1 日から	☑平日のみ	☑保育短時間(8H) (8:30~16:30)	(利用可能時間を超える分は長時間保育となります)
□教育利用(認定こども園)	令和 8 年 3 月 31 日まで	□就労のため土曜保育希望	□保育標準時間(11H) (7:30~18:30)	8:00 ~ 16:30

希望する施設	第1希望 杭瀬下 保育園	第2希望 埴生 保育園	第3希望 上山田 保育園
希望理由	自宅からの距離が近い	第1希望の次に自宅から近い	母の職場から近い

第1希望の保育園に入園できない可能性もあるため、必ず第2・第3希望まで記入してください。

氏名	児童との続柄	生年月日	勤務先・学校名等	障害者手帳等
千曲 保郎	父	60・7・15	〇〇〇〇(単身赴任)	☐有
育美	母	59・3・1	祖父の介護・看護	☐有
一郎	兄	24・3・28	埴生小学校	☐有
太郎	祖父	32・8・8	無職	☑有
園子	祖母	36・7・7	□□□□	☐有

住民票の世帯が別でも、同居していれば記入してください。単身赴任の場合も記入してください。保育料等の算定に必要なため、必ず兄弟姉妹についても、令和5年4月1日現在の学校名等(予定)を記入してください。

世帯の状況	☐ひとり親家庭 理由：☐離婚 ☐離婚調停中 ☐その他( ) ☐生活保護世帯 ☐生計中心者の失業等 ☐兄弟姉妹が同一の保育所等を希望 ☐地域型保育事業等の卒園児
-------	---

### 同意事項

- 千曲市が、教育・保育給付認定及び利用者負担額算定に必要な世帯員の情報や税務関係資料を閲覧すること。
- 保育料・保育所給食費(市からの直接徴収の場合)の未納がある場合は、児童手当を充当すること。
- 次年度一斉受付で申込みを行った場合、支給認定証は施設の利用決定とともに通知されること。
- 園(施設)の定員の状況や保育を必要とする理由の度合いにより第1希望の園(施設)に入園できない場合は、第2希望以降の園(施設)に入園となること。
- 保護者欄に記載の保護者以外が申請書を提出する場合は、下記の提出者を代理人と定め、教育・保育給付認定に係る申請の手続きに関する権限を委任すること。

(保護者と同じ場合は省略)

保護者署名 千曲 育美

提出者氏名

必ず内容を確認のうえ、署名をしてください。保護者欄が父で、申込書を提出しにくる人が母の場合は、保護者署名欄には父が自署し、提出者氏名に母の名前を記入してください。

入園児童を含む世帯の状況について、該当するものがあれば、☑してください。

裏面

保育を必要とする理由 (該当する理由にチェックを入れ詳細を記入してください)

理由	【 父 】		【 母 】	
	該当	詳細	該当	詳細
就労	<input checked="" type="checkbox"/>	1日の就労時間： 8 時 30 分から 17 時 30 分まで 就労日： <input checked="" type="checkbox"/> 月 <input checked="" type="checkbox"/> 火 <input checked="" type="checkbox"/> 水 <input checked="" type="checkbox"/> 木 <input checked="" type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日 <input checked="" type="checkbox"/> 祝日 通勤時間： 平均 時間 45 分(片道)	<input type="checkbox"/>	1日の就労時間： ____時 ____分から ____時 ____分まで 就労日： <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日 <input type="checkbox"/> 祝日 通勤時間： 平均 時間 ____分(片道)
妊娠・出産	-	-	<input type="checkbox"/>	出産(予定)日： 令和 ____年 ____月 ____日
疾病・障がい等	<input type="checkbox"/>	診断・障がい名：	<input type="checkbox"/>	診断・障がい名：
介護・看護	<input type="checkbox"/>	被介護・看護者の氏名：	<input checked="" type="checkbox"/>	被介護・看護者の氏名： <b>千曲 太郎</b>
		申請児童との続柄：		申請児童との続柄： <b>祖父</b>
		受診等の状況： <input type="checkbox"/> 入院中 / <input type="checkbox"/> 通院(月・週 ____回)		<input checked="" type="checkbox"/> 受診等の状況： <input type="checkbox"/> 入院中 / <input checked="" type="checkbox"/> 通院(月・週 <b>2</b> 回)
		<input type="checkbox"/> 通所・通学(週 ____回) 施設名：		<input type="checkbox"/> 通所・通学(週 ____回) 施設名：
災害復旧	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
求職活動等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 求職活動中(予定) <input type="checkbox"/> 開業準備中 令和 ____年 ____月 ____日開業予定	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 求職活動中(予定) <input type="checkbox"/> 開業準備中 令和 ____年 ____月 ____日開業予定
就学	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 学校教育法に基づく学校への在学及び通学 学校名： ____ ( ____年制) 就学期間：令和 ____年 ____月入学 ____年次	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 学校教育法に基づく学校への在学及び通学 学校名： ____ ( ____年制) 就学期間：令和 ____年 ____月入学 ____年次
		<input type="checkbox"/> 職業訓練受講 令和 ____年 ____月 ____日から ____年 ____月 ____日まで		<input type="checkbox"/> 職業訓練受講 令和 ____年 ____月 ____日から ____年 ____月 ____日まで
育児休業	<input type="checkbox"/>	令和 ____年 ____月 ____日から ____年 ____月 ____日まで	<input type="checkbox"/>	令和 ____年 ____月 ____日から ____年 ____月 ____日まで
虐待やDVのおそれ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 相談経過あり(相談先機関名：____) <input type="checkbox"/> 相談経過なし	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 相談経過あり(相談先機関名：____) <input type="checkbox"/> 相談経過なし
その他	<input type="checkbox"/>	保育を行うことが困難と認められる内容	<input type="checkbox"/>	保育を行うことが困難と認められる内容
具体的な状況	特記事項がある場合、記入してください。 <b>母は、祖父の介護を常時しているため、家庭で保育ができません。</b>		<input type="checkbox"/> 特別利用保育を希望 ____年 ____月 ____日から ____年 ____月 ____日まで	

父・母の「保育を必要とする理由」に該当する箇所に し、詳細欄も必ず記入してください。

具体的な状況欄には、特記事項がある場合、記入してください。特別利用保育を希望する場合は、こちらに記入してください。

障がい児(者)がいる場合は、手帳の種類や、特別児童扶養手当の受給状況など詳細を記入してください。

同居世帯のなかで障害者手帳等の交付を受けている者(児)の児童との続柄および個人番号を記入してください。また、該当項目に○をし、交付・開始年月を記入してください。 ※個人番号は、父母・当該児童は省略できます。

児童との続柄	氏名	障害者手帳等の種類および交付・開始年月		
祖父	千曲 太郎	障害者手帳等 (身体・精神・療育) H・R 年 月 交付	特別児童扶養手当 H・R 年 月 受給開始	障害基礎年金 S・H・R31年3月 受給開始
	個人番号 44444444444444			
		障害者手帳等 (身体・精神・療育) H・R 年 月 交付	特別児童扶養手当 H・R 年 月 受給開始	障害基礎年金 S・H・R 年 月 受給開始

口座振替依頼書の記入方法

1. 口座振替依頼書の記入例を参考に口座番号等を記入してください。
2. 「振替する税・料金の該当項目」の欄は、下記の記入例のように記入してください。

「振替する税・料金の該当項目」の欄の記入例

<input type="checkbox"/>	保育料(●●保育園)	保護者氏名	千曲 太郎	園児名	一郎	開始月	5年4月(期)から	<input checked="" type="checkbox"/> 保育料	<input checked="" type="checkbox"/> 保育所給食費	30
--------------------------	------------	-------	-------	-----	----	-----	-----------	---	--	----

①○を記入      ②第1希望の保育園名を記入      ③保護者名・園児名を記入  
保護者名は入園申込書と同じにしてください。      ④入園希望月を記入      ⑤該当するほうに○を記入

○公立保育園の場合  
両方○をしてください。  
○私立保育園 3歳未満児の場合  
保育料のみ○をしてください。  
※私立保育園の年少以上児の場合は、市への口座振替依頼書の提出は不要です。

※口座振替の提出が不要な人もいます。詳細は9ページを参照してください。

千曲市保育施設等利用調整基準表

1. 基本点数項目表

類型	保護者の状況		基本点			
1	就労	居宅外労働 ・ 自営中心者	月の就労時間が 160時間以上	100		
			〃 140時間以上160時間未満	95		
			〃 120時間以上140時間未満	90		
		居宅内労働 ・ 自営協力者	月の就労時間が 48時間以上 120時間未満	月20日以上	一日の就労時間が平均 5時間以上	85
					〃 4時間以上5時間未満	80
			月18日以上	一日の就労時間が平均 6時間以上	85	
				〃 5時間以上6時間未満	80	
			月16日以上	〃 4時間以上5時間未満	75	
				一日の就労時間が平均 7時間以上	85	
			〃	〃 6時間以上7時間未満	80	
	〃 5時間以上6時間未満			75		
	〃		〃 4時間以上5時間未満	70		
			上記以外、月の就労時間が	100時間以上120時間未満	70	
	就労	居宅内労働 ・ 自営協力者	月の就労時間が 48時間以上 120時間未満	月の就労時間が 160時間以上	85	
				〃 140時間以上160時間未満	80	
				〃 120時間以上140時間未満	75	
		月20日以上	一日の就労時間が平均 5時間以上	70		
			〃 4時間以上5時間未満	65		
		月18日以上	一日の就労時間が平均 6時間以上	70		
			〃 5時間以上6時間未満	65		
月16日以上		〃 4時間以上5時間未満	60			
		一日の就労時間が平均 7時間以上	70			
〃		〃 6時間以上7時間未満	65			
	〃 5時間以上6時間未満	60				
〃	〃 4時間以上5時間未満	55				
	上記以外、月の就労時間が	100時間以上120時間未満	55			
2	妊娠・出産	入院(1か月以上)	100時間以上100時間未満	50		
			〃 80時間以上100時間未満	50		
			〃 64時間以上80時間未満	45		
		〃	〃 48時間以上64時間未満	40		
			上記以外、月の就労時間が	100時間以上120時間未満	55	
		〃	〃 80時間以上100時間未満	50		
			〃 64時間以上80時間未満	45		
		〃	〃 48時間以上64時間未満	40		
			〃	48時間以上64時間未満	40	
		申し込み時点以降に就労予定で、かつ事業主との関係が家族・実家・親戚の場合			35	
2	妊娠・出産	出産日または出産予定日の2か月前から、出産日または出産予定日の3か月後まで	90			
		上記期間以外	90			
		上記以外(出産日または出産予定日の4か月から5か月後まで)	60			
3	保護者の 疾病・傷害	自宅療養	常時伏臥	100		
			週1回以上の通院を伴う1か月以上の療養	70		
			その他乳幼児保育不可能と認められる療養	50		
		心身障がい	身体障害者手帳1級・2級 療育手帳A1・A2 精神障害者保健福祉手帳1級	100		
			身体障害者手帳3級 療育手帳B1 精神障害者保健福祉手帳2級	80		
			身体障害者手帳4級以下 療育手帳B2 精神障害者保健福祉手帳3級	50		
4	同居又は長期 入院等している 親族の介護・看護(別居 の祖父母を含む)	入院付添	1か月以上の親族の入院付添にあたっている者	100		
		心身障がい児 (者)介護	心身障がい児(者)の介護、通園・通学、病院等に常時あたっている者	100		
		居宅内介護(介護を 要する者の居宅を含 む)	寝たきり老人(者)の介護に常時あたっている者(常時観察と介護を要する場合)	100		
5	災害復旧	災害による家屋の損傷その他災害の復旧	上記以外の介護	50		
			同上	同上		
5	災害復旧	災害による家屋の損傷その他災害の復旧	100			
6	求職活動	求職活動中又は起業準備中	35			
7	就学	各種学校、専修学校等の各種学校に準ずる教育施設及び職業訓練校に通学(通信制を除く)	就労(居宅外労働 ・自営中心者)準用			
基準外	虐待やDV、またはそのおそれのあること		基準点によらず、 最優先とするもの			
	死別・行方不明・拘禁などで父母とも不在の場合					
	児童福祉の観点から、市長が特に保育の必要性が高いと判断した場合					
	月の就労時間が120時間を超える幼稚園教諭、保育教諭、看護師の場合(千曲市内の特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所で保育士等として勤務している、または勤務予定に限る)					

2. 調整点数項目表

項目	内容	基本点
1 ひとり親家庭	離婚、離婚調停中、未婚、死別、行方不明等	30
2 生活保護世帯	自立支援につながる場合(基本点数項目表の類型1、類型6、類型7いずれかに父母ともが該当すること)	10
3 生計中心者の失業等により、就労の必要性が高い場合	生計中心者の自己都合以外の失業・長期休業を理由に当人あるいはその配偶者が、求職活動・新規就労のために申し込む時	15
4 子どもが障がい有する場合	利用希望児童が障がいにかかる手帳の交付を受けている場合で、集団保育が可能とされた児童	5
5 兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一の保育所等の利用を希望する場合	兄弟姉妹がすでに利用している場合で、同一の保育施設等の利用を希望する場合(兄弟姉妹どちらかが利用している保育施設等への転園希望をする場合を含む)	30
	上記以外	10
6 地域型保育事業等の卒園児	地域型保育事業等の卒園児童であって、連携施設以外の転園を希望する場合(4月入園の調整時のみ適用)	10
7 転園	認可保育施設の閉鎖、保育事業中止等により、他の保育施設への転園を希望する場合	30
	転居等により現在利用している園への通園が著しく困難になったため転園を希望する場合	10
8 世帯状況	保護者の一方が不在(単身赴任、海外勤務等)の世帯	10
	保育施設等の所在地外に居住している場合	△10
	保育料及び長時間保育料について、正当な理由なく滞納している場合	△20
	特別な理由がなく児童と保護者の住所が違うなど、生活の実態が伴わない者または千曲市に在住しない者	△20
9 保育士等	月の就労時間が120時間未満の幼稚園教諭、保育教諭、看護師の場合(千曲市内の特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所で保育士等として勤務している、または勤務予定に限る)	30

3. 同点になった場合の優先項目

優先段階	条件
第一段階	基本点数項目表の点数が高い家庭
第二段階	調整点数項目表の項目1～3を合計した点数が高い家庭
第三段階	基本点数項目表の類型間の優先段階(①～⑨の順) ①災害復旧 ②疾病、障がい ③就労 ④介護・看護 ⑤妊娠・出産 ⑥就学 ⑦求職活動
第四段階	養育している小学生以下の子どもが多い家庭
第五段階	養育している子どもが多い家庭(年齢を問わない)
第六段階	利用調整基準日時点で、千曲市に住民票のある家庭
第七段階	父母の市民税所得割額の合計額が低い家庭
第八段階	申し込み時に保育料を滞納していない家庭

選考方法

- 1 在園児が次年度も引き続き利用を希望する場合で、前年度と比べ著しい変化がない場合においては、前年度から引き続き保育要件を有するものとして、継続利用を保障するものとする。ただし、保護者の保育を必要とする理由が求職活動の場合はその限りではない。
- 2 保護者1人ずつに「1. 基本点数項目表」により該当する内容に応じた採点を行い、保護者のうち点数の低いほうをその子どもにおける基本点数とし、「2. 調整点数項目表」により該当する点数を加算する。算出の結果、保育施設等ごとに点数の高い子どもから利用調整を行う。
- 3 同一保護者が「1. 基本点数項目表」の複数の類型に該当する場合は、主に保育を必要とする理由から採点する。
- 4 同一保護者が複数の就労を掛け持ちしている場合、合計した就労時間(ただし、事業主との関係が家族・実家・親戚で内定の場合はその時間を除く)から基本点数を採点する。なお、就労の様態が「居宅外労働、自営中心者」と「居宅内労働、自営協力者」の双方にまたがる場合には、就労時間が長い方の区分を用い、同じ時間であれば、「居宅内労働、自営協力者」の区分を用いる。
- 5 同一家庭が「2. 調整点数項目表」の複数の項目に該当する場合は、項目の組み合わせによっては重複して点数を加算する。
- 6 家庭の状況がこの基準表の点数により難しい場合は、市長の判断により当該家庭にとって適当と考えられる点数に変更することができる。

## 5. 千曲市内の保育園等保育施設の一覧

### ●公立保育園

名称	所在地	定員	受入年齢	開園時間	電話番号
屋代保育園	屋代 2258-1	100	10か月～	7:00 ? 19:00	026-272-1726
あんずの里保育園	生萱 116-1	95			026-272-1731
埴生保育園	寂蒔 1035	80			026-273-2382
杭瀬下保育園	杭瀬下 3丁目 76	150			026-273-2974
稲荷山保育園	稲荷山 2131-1	150			026-272-1315
桑原保育園	桑原 1340-2	60			026-274-1107
八幡保育園	八幡 3125-2	150			026-272-1650
戸倉保育園	戸倉 2388	150			026-276-5717
更級保育園	羽尾 1809	100			026-275-0943
五加保育園	内川 651	150			026-275-1489
上山田保育園	上山田 830	130	6か月～		026-275-1477

### ●私立保育園

名称	所在地	定員	受入年齢	開園時間	電話番号
(福)満照寺福祉会 満照寺保育園	小島 3064-1	60	6か月～ ※上記以前は要相談	7:00 ? 19:00	026-272-0241
(福)徳応院聖舎 徳応院保育園	中 201-2	90	6か月～		026-273-3051
(福)有明福祉会 あかね保育園	屋代 476	100	6か月～		026-273-2415
(福)有明福祉会 あかね北保育園	雨宮 1673-1	140	6か月～		026-273-2975

※0歳児の受入れ年齢については、その到達する月の初日から利用できます。

(例:受入れ年齢10か月からの場合は、生後10か月に到達する月の初日から利用可能)

### ●認定こども園

名称	所在地	定員	受入年齢	開園時間	電話番号
(学)聖十字学園 稲荷山くるみこども園	稲荷山 198	(1号) 35 (2号) 26 (3号) 14 合計 75	(1号) 満3歳～ (3号) 12か月～	7:30 ? 18:30	026-272-1215

※1号認定の場合は満3歳到達日から利用でき、3号認定の場合は12か月に到達する月の初日から利用できます。

## ●小規模保育施設

名称	所在地	定員	受入年齢	開園時間	電話番号
アルファベット・ベビー・ インターナショナル保育園 (ABI 保育園)	内川 580-1	19	10か月 ～2歳	7:30 ～ 18:30	080-4834-7703
ちくまの森保育園 nursery (ナナリ)	鋳物師屋 384-6	19	3か月 ～2歳	7:30 ～ 18:30	026-214-2210

※満3歳到達日の年度末までご利用できます。

## ○認可外保育施設

名称	所在地	定員	受入年齢	開園時間	電話番号
NPO 法人 さらしなの里 自然保育ほっこ	八幡 5393	24	2～5歳	月～金曜日 8:30～17:00	080-9540-4645
ちくまの森保育園 genius(ジーニアス)	上徳間 329-1	12	3か月頃 ～2歳	月～土曜日 7:30～18:30	026-405-1050
ひかり保育園	磯部 1365-3	18	2か月頃 ～2歳	月～金曜日 7:30～18:30	026-275-0121
アルファベット・キッズ・ インターナショナル 保育園 (AKI 保育園)	内川 580-1	20	満2～5歳	月～金曜日 7:30～18:30	080-4834-7703
千曲中央病院 院内託児室	杭瀬下 58	15	1～2歳 (院内で働く医師、 看護師の子ども)	月～土曜日 7:40～18:30	026-273-1212
長野寿光会託児所 きらきら	上山田温泉 三丁目 34 - 3	5	8か月～3歳	月～金曜日 8:00～18:00	026-275-1581

※認可外保育施設とは、県知事に設置の届け出をして県の指導監査を受けているその他の保育施設のことです。

## ○幼稚園

名称	所在地	定員	受入年齢	開園時間	電話番号
(学) 信学会 さゆり幼稚園	磯部 931	220	2～5歳	月～土曜日 7:30～19:00	026-275-0370

★認可外保育施設・幼稚園の申込み等は各施設へ直接行ってください。

市で行っている保育園入園申込の対象とはなりませんのでご注意ください。



# あぶりこっこ

のご案内

お子さまが病気のとくに、保護者がお仕事・冠婚葬祭などの理由により家庭で保育できない場合、一時的にお預かりします。

## ◆対象

保護者が千曲市在住の、生後 10 か月から小学 6 年生までの病中・病後のお子さま

### 利用の広域化について

1. 保護者が下記に該当する場合は、千曲市にお住まいでなくても「あぶりこっこ」をご利用いただけます。
  - (1) 千曲市内にお勤めの方。
  - (2) 長野地域連携中枢都市圏域内（長野市、須坂市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、小川村及び飯綱町）にお住まいの方
2. 千曲市にお住まいの方は、次の施設もご利用いただけます。詳しくは施設に直接お問い合わせいただくか、ホームページ等をご覧ください。
  - (1) 長野赤十字病院「病後児保育室ゆりかご」（病後児保育 電話 026-226-7753）
  - (2) さかた山風の子保育園（病後児保育 電話 026-248-8920）
  - (3) 長野松代総合病院保育所「バオバブのおうち」（病児保育 電話 026-278-2031）
  - (4) 飯綱町病後児保育室「はぐくみ」（病後児保育 電話 026-217-5771）

## ◆保育時間

平日 8時30分～17時30分

※土日、祝日、8/13～8/16、12/29～1/3はお休みです。

## ◆利用方法

まず、施設（「あぶりこっこ」）に**利用登録申請書**をご提出ください（事前登録）。

※予防接種、既往歴、アレルギー、投薬等の確認のため以下をお持ちください。

①母子手帳、②お薬手帳 ※印鑑（認め印）もお願いします。

1. 施設に空き状況を電話で確認し、原則利用日の前日に予約をしてください。  
※定員がありますので、お預かりできない場合があります。  
※予約をキャンセルする場合は必ずご連絡ください。
2. かかりつけ医に受診の際、**診療情報提供書**をいただいでください。  
※病状の確認、医師の承認になります。
3. 利用当日は、**利用申込書(施設で記入)**と**診療情報提供書**を施設に提出してください。また、お子さまの様子やお迎えの時間など、施設の職員にお伝えください。
4. 利用当日に、施設にて利用料をお支払ください。

事前登録や利用申し込みに必要な様式は、施設や市役所にあります。  
また、市のホームページからもダウンロードできます。

◆利用当日にお持ちいただきたい物

- ①かかりつけ医の診療情報提供書、②印鑑、③健康保険証、④福祉医療費受給者証、⑤母子健康手帳、⑥お薬手帳、⑦お薬（かかりつけ医で処方されているもの）、⑧お弁当・ミルク（哺乳瓶）・おやつ、⑨1日分の水分（お茶等）、⑩着替え（パンツ、おむつ等）、⑫汚れた着替えを入れるビニール袋等、⑪お布団・バスタオル、⑬好きな本やおもちゃ、など

※持ち物にはお名前をご記入ください。

※薬をご持参いただく場合は、薬の内容がわかる説明書も一緒をお願いします。

※詳細は、「あぶりこっこ」にお問い合わせください。

◆ご利用いただけない場合があるとき

1. 病気が感染症のとき。
2. 症状が重く、入院加療が必要なとき など。

◆食事等 原則として、お弁当、ミルク（哺乳瓶）やおやつをご持参ください。

◆利用期間 連続のご利用は原則5日以内とさせていただきます。

◆利用料金

お子さまの区分		4時間以内のご利用	4時間を超えるご利用
保護者が市内在住	保育園、幼稚園及び認定こども園に在籍しているお子さま	200円	500円
	上記以外のお子さま	500円	1,000円
市内に住所を有しないが、市内に在勤しているか長野地域連携中枢都市圏域内に在住している保護者のお子さま		1,000円	2,000円

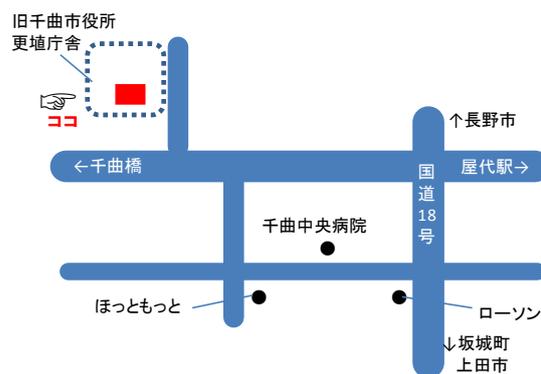
◆実施施設

●あぶりこっこ

（旧千曲市役所更埴庁舎正面駐車場）

<定員 6名>

「あぶりこっこ」は、千曲中央病院に委託して運営しています。



利用のお問い合わせ先 千曲中央病院 電話 026-273-1212  
あぶりこっこ(直通) 電話 026-272-1100

制度のお問い合わせ先 千曲市こども未来課 子育て支援係  
電話 026-273-1111 (内線 1253)